

神奈川県最低賃金審議会の

「1円引き上げ」1012円改定答申について（声明）

8月5日、神奈川県最低賃金審議会は、今年の神奈川県最低賃金の改定について「1円」引き上げ、10月1日から「時間額1,012円」とする答申を出した。

7月22日に中央最低賃金審議会は、「目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」との公益委員会見解に基づく答申を出した。この目安答申は、労働者側の主張をまったく入れず、使用者側の意見を全面的に受け入れた極めて不当なものであった。

神奈川県最低賃金審議会が、目安答申の「現状維持」にとらわれず、上記の引き上げを決定したことは、評価するものである。

同時に、神奈川県労連が主張している様に、「時間額1012円」では憲法や最低賃金法が保障する「健康で文化的な生活」を実現することはできず、少なくとも「時間額1500円以上」が必要である。「時間額1500円」で年間1800時間働いたとしても、年収は270万円であり、単身の労働者が神奈川県内で自立して生活するためにはギリギリの水準である。

コロナ禍のもとでも最低賃金ギリギリで働く多くの非正規雇用労働者が、基幹的業務を担い社会を支えたが、こうした労働者に報いる引き上げとなっていない。

審議会において使用者側は中小企業の経営の苦しさを理由として「凍結」を求めたが、この主張にはいくつかの矛盾や誤魔化しがあると言わざるを得ない。

一つは、中小企業の経営の苦しきの根源は最低賃金にあるのではなく、大企業による単価切り下げや消費税増税、需要の不足にある。いずれも国や行政の施策によって改善・解決がはかれる問題であり、最低賃金抑制の理由とはならない。

また、コロナ禍によって経済が大きなダメージを受け再建策が求められるが、当面インバウンドや海外需要が大きく期待できないなか、内需拡大がカギとなる。内需拡大のためには、個人消費を増やすこと、賃金を引き上げることが必要であり、そのことからこの数年、政府も最低賃金の必要性を強調してきた。コロナ禍から立ち直るために、今こそ最低賃金の大幅引き上げが必要であり、「凍結」など論外である。

溜まるばかりで還流せず経済停滞の原因となっている大企業の内部留保を活用して、下請け単価を適正水準に引き上げれば、中小企業においても最賃引き上げに十分対応できる。また、諸外国のように政府が中小企業予算を確保し、直接的な経営支援を本格的にとりくむことこそ必要であり、労働組合も要求している。

最低賃金は、多くの非正規雇用労働者に影響を与え、貧困と格差を是正していく重要な施策である。改めて、「あるべき最低賃金水準」や全国一律最低賃金制度の確立など根本的な議論を進めることを求める。

神奈川県労連は今後も、最低賃金の大幅引き上げ、全国一律最低賃金制の確立のため奮闘する決意である。

2020年8月7日

神奈川県労働組合総連合（神奈川県労連）

事務局長 山田 浩文